# 保険1第8章 再保険

# 8.1 はじめに

#### H19 生保1問題 2(2)

再保険の活用目的のうち、「伝統的な目的」について簡潔に説明せよ。また、「非伝統的な目的」を 2 つ挙げ、それぞれ について項目を列挙せよ。

#### 解答

#### <伝統的な目的>

保険金支払の変動が収益および資本に与える影響を軽減すること、元受会社にとって経験のないリスクが収益および資本に与える影響を軽減すること、および再保険料率をもとに競争的な元受料率を提供することの3点が挙げられる。この目的のために移軽されるリスクは死亡率・発生率などの保険引受リスクである。

#### ①元受会社の保有限度額を超過する額を出再

元受会社は自己保有限度額を定めている。保険経営を安定させるために、自己保有限度額は、大数の法則が十分に機能し偶然の変動による収益および資本への影響を受容することができる水準に定められる。

一方、会社の最高引受保険金額は、競合上の観点から定められる。この差額を再保険に付すことによって保険金 支払の変動が収益および資本に与える影響を軽減することが可能となる。

自己保有限度額は一律ではなく、標準体・条件体刑、さらには年齢群団別に定められることも多い。

②巨大災害などに起因する保険支払の集積リスクを移転

自己保有限度額の設定により均質でリスク発生が互いに独立した危険集団を形成していても、巨大災害が発生し 広範囲に被害が生じた場合は、リスクの独立性は保たれず一時に多額の保険金支払が発生する可能性がある。

巨大災害が発生した場合の集積リスクを移転し、保険経営の安定を図るために、一定額以上の保険金支払が発生 することを再保険事故と定義する再保険契約が活用される。

#### ③経験のない保険引受リスクを移転

元受会社は、市場の要請等により、保有したことのない保険引受リスクに晒されることがある。新しい給付を提供する新商品を開発する場合やリスク細分化保険を発売する場合が典型的な事例である。このような場合、死亡率・発生率は、国民の統計または他の市場で活用されているものを必要に応じ修正して使用することが多い。このようにして作成された死亡率・発生率は、常にミスプライシングの可能性を包含している。このリスクの顕在化が収益および資本に与える影響を元受会社にとって受容できる範囲内に収まるようにリスクの一定割合を出再することが行われる。

また、再保険会社の情報をもとに新商品を開発した場合には、経験のない保険引受リスクを移転するという理由に加え、その再保険会社への報酬的な意味合いにより、出再することも多く見られる。

#### ④再保険料率をもとに競争的な元受料率を提供

一般的に、再保険会社の提供する再保険料率は、元受会社がプライシングで採用する死亡率・発生率よりも低い。また、条件体の評点についても再保険会社の方が競争力のある査定を行うことが多い。元受会社では、保険引受リスクを保有する代わりに低廉な再保険料を支払うことにより、顧客に競争的な保険料率を提供することができる。

我が国においても、任意再保険を活用することで、条件体契約で競争的な評点を提供することが広く行われている。

#### <非伝統的な目的>

①財務諸表の改善

新契約費の抑制、収益の安定、収益認識のタイミングの変更、ソルベンシ]マージン比率の改善、ROE・IRR 等の収益率の向上

②特定のビジネスコールの達成

増資の抑制、課税所得の平準化、格付けの引上げ・安定、円滑な買収・株式会社化

### H11 生保1問題 1(4)【テキストに記載箇所なし】

次の①~⑤を適当な語句で埋めよ。

再保険の有する機能の中で、最も重要なものは①機能である。危険の種類を分類すると以下のようになる。

- ②危険 …
  - ア. 保険金額が高額による危険
  - イ. 被保険者の欠陥度合いが高度による危険
- ③危険 …
  - ア. 地震、飛行機事故など、支払い保険金が④する危険
  - イ. 一定期間の⑤が変動する危険

#### 解答

- ①…危険分散
- ②…個別
- ③…集団
- 4…集積
- ⑤…死亡率

# 8.2 再保険の方式

比例式再保険: 非比例式再保険

## H12 生保1問題 1(2)

次の①~⑤を適当な語句または算式(文章中の記号を用いること)で埋めよ。

比例再保険方式で代表的なものとしては、サープラス方式と①方式がある。通算保険金額を S、保有額にかかる一定金額を R、一定割合を  $\alpha$  とすれば、サープラス方式の出再額は②と表されるのに対して、①方式の出再額は③で表すことができる。一方、再保険金額が増減しても比例的に再保険料が増減しない方式は④方式といい、その代表的なものの一つとして、「一事故」時、ある契約集団の保険金支払総額が事前に定められている一定額を超えた場合に、再保険会社が元受会社に対して超過額を支払う⑤再保険が挙げられる。

#### 解答

- ①: クオーターシェア
- ②: S R
- $\mathfrak{I}$ :  $(1 \alpha)$  S
- ④: 非比例再保険
- ⑤: エキセス・オブ・ロス

H27 生保 1 問題 1(6) 再保険の分類である「比例式再保険」、「非比例式再保険」について、代表的な再保険種類を挙げながら、簡潔に説明しなさい。

## 解答

比例式・非比例式の分類は保険責任の分担方法から見た区分。

再保険契約における保険金支払義務が元受契約の保険約款によって定義した保険金支払要件と同一になっている再保険を比例式再保険という。

元受契約と再保険契約の保険金支払要件が異なった形態で、元受契約群団の保険責任の一部を移転する再保険を非比例式再保険という。

比例式再保険の主なものは、危険保険料式再保険、共同保険式再保険、修正共同保険式再保険。

非比例式再保険の主なものは、エクセスオブロス・カバー、ストップロス・カバー。

# 超過額方式:比例方式

#### H3 生保1問題 1(5)

再保険におけるサープラス方式について簡潔に説明せよ。

#### 解答

元受保険会社が一定金額 R を自社の請け負う危険金額として留保し、通算保険金額 S が R を超過する場合にその超過部分(S - R)を再保険会社に出再する方法をサープラス方式という。この再保険により、元受け契約における少数の突出した高額保険金額の契約の保険金支払の危険を排除することができ、被保険群団として保険金支払の安定性を高めることができる。

#### H8 生保1問題 1(3)

比例式再保険の出再額を決定する代表的な 2 つの方式について簡潔に説明せよ。

#### 解答

比例式再保険の代表的な2つの方式として、サープラス方式とクォーターシェア方式がある。両方式の相違点は元受保 険金額を保有額と出再額に分ける方法の違いである。

サープラス方式では、一定金額 R を決めて、通算保険金額 S が R を越えるまでは元受保険会社が保有し、R を超過した部分(S - R)を再保険会社に出再する。

一方、クォーターシェア方式では、通算保険金額 S の一定割合  $\alpha$ ・S を元受保険会社が保有し、残りの( $1-\alpha$ )・S を再保険会社に出再する。